

# 2023 年国家知識産権局の業務要点

公開日：2023 年 5 月 26 日

2023 年の国家知識産権局の業務遂行方針は次のとおりである。習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とすることを堅持し、中国共産党第 20 回全国代表大会の主旨を全面的に貫徹実行し、「2 つの確立（党中央および党全体における習総書記の核心的地位の確立と、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想の指導的地位の確立——訳注）」の決定的意義を深く理解し、「4 つの意識（政治意識、大局意識、核心意識、一致意識——訳注）」を継続的に強化し、「4 つの自信（進む道・理論・制度・文化への自信——訳注）」を揺るぎないものとし、「2 つの擁護（習総書記の党中央における核心的地位と全党における核心的地位の擁護、および党中央の権威と集中統一的指導の擁護——訳注）」を実現し、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035 年）」（以下、「綱要」という）および「『第 14 次 5 年計画』国家知的財産権保護及び運用計画」（以下、「計画」という）の任務の割当てを全面的に実施し、安定を維持しつつ前進し、質の高い発展を目指すという基調を堅持し、知的財産権の高水準の創造、高基準の保護、高効率の運用、質の高いサービスを継続的に推進し、知的財産権分野における国際協力と競争を一元的に推進し、知的財産権強国の建設を全力で新たなステージに押し上げ、社会主義現代化強国の建設を強力に支える。

一. **中国共産党第 20 回全国代表大会の主旨を全面的に深く学び貫徹する。** 中国共産党第 20 回全国代表大会の主旨を堅実に学び、十分に宣伝し、真に貫徹することは、現在および今後の一定期間における最も重要な政治的任務である。全局の幹部と職員は中国共産党第 20 回全国代表大会が開催された重要な意義を深く理解し、新時代 10 年の偉大な変革を深く理解し、マルクス主義の中国化・時代化の新たな境界および新時代の中国共産党の使命・任務を深く理解し、2 つの「永遠在路上（全面的かつ厳格な党内統治と党の自己革命が永遠に続くこと——訳注）」の全面的かつ厳格な党内統治の要件を深く理解し、確実に思想と行動を中国共産党第 20 回全国代表大会の主旨に従い統一させ、知的財産権業務が終始一貫して中国共産党が指し示す正確な方向に沿って前進することを確保し、強い意志を持って中国の特色ある知的財産権の発展の道を進まなければならない。中国共産党中央委員会の統一的な指揮命令に従い着実に主題教育（特定のテーマに的を絞った思想教育——訳注）を実施する。「中国共産党国家知識産権局党グループ『百千万』プロジェクトの理論学習の実施徹底に向けた行動計画」および「国家知識産権局による新時代の思想政治業務の強化及び改善に関する責任リスト」を策定して印刷配布し、局党グループ理論学習中心グループの模範的・先導的役割を十分に発揮させ、体系的な学習、特定テーマの研究・討論、専門家による講演、メディアによる宣伝など多種類の形式を通じて、中国共産党第 20 回全国代表大会の主旨の着実な浸透、確実な実行を推進する。

二. **党建設および清廉な政治を行う党風の構築を継続的に強化する。** 「2 つの確立」の決定的意義を深く理解し、「2 つの擁護」の実現を全面的かつ厳格な党内統治のための最も重要な任務として、習近平総書記の知的財産権業務に関する重要な指示・書面による指示の主旨および中国共産党中央委員会、國務院の意思決定・施策を断固として貫き実行する。各末端の党グループ組織が理論武装の面において継続的な深化、全面的な消化、主体的な転換を推進するよう指導し、中国共産党の最新の理論成果を確実に用いて思想で武装し、実務を指導し、業務を推進する。末端の党グループ組織の政治的機能と組織的機能を

継続的に強化し、党建設と業務の高度な融合を促進し、「4つの優れた（優れた政治機能、優れた支部陣容、優れた黨員チーム、優れた機能発揮——訳注）」党支部の役割を発揮させ、末端の党グループ組織の団結力、戦闘力を継続的に向上させる。清廉な政治を行う党風の構築の推進に根気強く取り組む。若い幹部に対する教育、管理および監督を強化する。厳格に法令・規律に従い規律審査を実施し、適切な時期に問題の手掛りに対する処理の督促および案件処理の質に対する評価・審査を実施する。巡回視察、監査、規律検査監督を継続的に徹底し、各級の規律検査組織の規律執行に対する監督能力を向上させる。

**三. 知的財産権審査の質と効率の向上に注力する。** 審査業務の年度目標任務を策定し、高品質をターゲットとし、高基準を理解し、審査理念の更新、技術革新および業務刷新の推進により新たな成果を収める。ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新分野・新業態の審査基準を検討、整備する。それに伴う「專利審査指南」の改定を継続的に推進し、「地理的表示産品認定審査指南」を制定する。專利審査の仕組みの最適化に向けた調整・試行業務を実施する。專利インテリジェント審査システムをオンラインで運営し、新旧システムの円滑な切替えを実現する。全局の專利審査の質に対する一元管理を強化し、局の專利審査部門の同分野における質の保証および業務指導を強化する。実用新案の顕著な進歩性および意匠の明らかな差異に関する審査を適切に行う。意匠の国際出願審査を適切に行う。予備審査業務の管理のより一層の体系化を図る。專利商標審査の協力の仕組みを整備する。非正常專利出願および商標の悪意の登録、買占め行為を継続的かつ厳格に取り締まり、関連の案件の手掛りを速やかに移送する。地理的表示として保護される産品の認定および地理的表示を団体商標、証明商標とする登録審査を厳格化する。

**四. 知的財産権保護体系の構築を継続的に強化する。** 「專利法実施細則」の改正を進める。商標法およびその実施条例の新たな改正を推進し、地理的表示の専門立法業務を適切に行い、「団体商標、証明商標登録及び管理弁法」の改正を推進する。知的財産権に関する基礎的な法律の研究を継続的に実施し、集積回路配置図設計に関する法規の重点となる問題の研究を強化し、データの知的財産権保護の規則の形成を継続的に推進する。「『知的財産権保護の強化に関する意見』の実施徹底に向けた推進計画」の実行を推進する。知的財産権保護体系構築事業実施案の策定、公表を加速する。国家知的財産権保護モデル区の建設を高い基準で推進する。知的財産権保護業務検査審査を引き続き中央監督検査審査計画に組み入れることを推進する。行政裁決の規範化を推進し、重大專利権侵害紛争の行政裁決業務手順を最適化し、專利権侵害紛争の行政裁決モデル業務の実施を徹底する。專利商標法執行業務指導を強化し、権利侵害判断基準を整備し、行政保護専門技術支援体系を整備する。国家級知的財産権保護センターおよび迅速権利保護センターの建設・配置および効率的な運営を高い質で推進し、知的財産権紛争の迅速な処理の仕組みの構築を強化し、知的財産権に関する権利保護・援助の「全国統一ネットワーク」を継続的に整備する。複数の知的財産権紛争の多元的調停に関する優れた経験・方法および典型事例の公開・普及を進める。知的財産権信用管理規定の実施を継続的に推進し、信用失墜主体に対する認定および懲戒業務を適切に行う。国家標準「商品取引市場知的財産権保護規範」の制定・実施を推進し、複数の国家級知的財産権保護規範化市場を新たに創設する。地理的表示に関する統一的な認定制度の構築を加速し、農産物地理的表示政策との整合と円滑な移行を適切に行う。地理的表示保護事業を実施し、国家地理的表示製品保護モデル区の建設を推進する。海外の知的財産権紛争への対応・指導を継続的に強化し、国の安全に係る知的財産権の対外譲渡審査を適切に行う。

**五. 知的財産権の実用化・運用を積極的に促進する。** 專利実用化特別計画の実施を徹底する。職務科学技術成果権限付与改革を継続的に実施する。專利開放許諾制度の円滑な

実施を推進する。財政資金援助科学研究プロジェクトにおける専利声明制度の試行業務を開始する。ベンチャーキャピタルにおける知的財産権リスク予防に関する手引きを策定する。知的財産権担保融資による入園恵企（産業団地進出企業優遇措置——訳注）および商標担保融資による助企紓困（経営困難企業救済措置——訳注）業務の実施を徹底し、知的財産権保険に関する政策を検討、策定し、第1回知的財産権質権設定および保険典型事例を公開する。国家標準「専利評価手引き」を普及させる。専利ナビゲーション事業の実施に注力し、産業の最適化・高度化に寄与する。基幹中核技術の難題解消への支援に関する業務を適切に行い、国のハイレベルな科学技術の自立・自強に寄与する。専利製品の届出対象範囲を拡大し、専利集約型製品の認定業務を実施する。国家標準「企業知的財産権法令遵守管理体系要件」および国際規格「イノベーションマネジメント 知的財産権管理指南」を普及させ、企業および大学の知的財産権に関する試行・モデル業務を継続的に推進する。「千企百城」商標ブランドの価値向上キャンペーンを実施し、商標ブランド指導施設の質の高い建設および規範的な運営を促進する。地理的表示による農村振興支援キャンペーンの実施に注力し、「地理的表示ブランド+」特別計画を推進し、品質が優れ、特色が鮮明な地理的表示ブランドを構築する。

**六. 知的財産権サービス体系を継続的に整備する。** 国務院のビジネス環境イノベーション試行事業に関する任務・割当てを入念に実行し、世界銀行の報告書「ビジネス環境の現状 (Doing Business)」における知的財産権に関する業務を積極的に実施する。知的財産権政務サービス事項の事務処理指南を全面的に普及させ、より多くの行政サービスの「網上弁（オンライン処理——訳注）」、「掌上査（携帯電話を用いた検索——訳注）」を推進する。「減証便民（証明手続きを減らす利便化措置——訳注）」サービスの実施に注力し、知的財産権証明事項リストを作成し、電子証明書の共有・応用および告知承諾の実施範囲を拡大する。知的財産権公共サービス公益事業の実施に注力し、公共サービス体系を継続的に整備し、等級区分・分類管理の仕組みを整備する。知的財産権専門データベース群を構築する。中西部地域の公共サービス支援の仕組みを構築する。知的財産権公共サービス標準化都市の建設を推進し、専利商標審査協力センターの公共サービス機能としての役割を発揮させ、専利代弁処（国家知識産権局専利局が各省、自治区、直轄市の知識産権局に設置した関連手続きを専門に取り扱う組織——訳注）が業務を拡大し、現地化サービスを提供することを支援する。知的財産権データ資源管理の仕組みを整備し、資源目録を整備する。専利権評価報告電子商取引プラットフォームの共有に関する試行範囲を拡大する。国家知的財産権保護情報プラットフォームの構築を加速し、国家知的財産権ビッグデータセンターおよび公共サービスプラットフォームのプロジェクト立上げ・実施を促進する。専利検索分析大会を継続的に開催し、公共サービス能力を向上させるブランドを構築する。知的財産権サービス標準体系の構築の推進を加速し、知的財産権サービス業集積区の建設をさらに進める。知的財産権代理業界の管理監督および自主規制を継続的に強化し、特別取締行動の実施を徹底し、商標代理管理監督規定を実行し、再届出業務を適切に行い、代理業界信用評価管理を推進する。業界モラル確立活動を継続的に実施し、代理業界就業者の専門能力の強化を図る。知的財産権サービス業の質の高い発展に関する意見を実行に移し、知的財産権の質の高いサービス市場主体の育成キャンペーンを実施する。

**七. 知的財産権のグローバルガバナンスおよび対外協力に深く関与する。** 世界知的所有権機関（WIPO）との協力50周年に関する一連の活動を滞りなく実施する。中国の「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（CPTPP）への加入の推進および自由貿易協定の知的財産権関連条項の交渉に加わり、新興技術分野における国際ルールに関する協議と交流を実施し、世界貿易機関（WTO）の貿易政策検討制度の知的財産権

に関する業務を適切に行い、「一帯一路」の知的財産権に関する協力を継続的に強化し、協力成果を固め、さらに充実させる。日米欧中韓、BRICs、中国-ASEAN、中国-アフリカなどの少数国間協力を深く関与する。日米欧中韓五庁協力を強化し、新技術、新業態、新モデルの知的財産権保護に関する規則の整備を共同で推進する。欧州特許庁および欧州連合知的財産庁との戦略的パートナーシップを深め、欧中地理的表示保護協定の実行を推進する。日韓との多国間・二国間分野での調整を強化する。グローバル人材の育成を強化し、地方の渉外知的財産権業務に対する統一的計画を強化し、研究機関、シンクタンク、社会団体などによる知的財産権に関する国際交流への参加を支援する。

八. 幹部人材集団の構築および総合サービスによる支援を強化する。幹部集団の構築に対する統一的な計画をさらに強化し、幹部の選抜・任用および職務等級昇級業務を適切に行い、優秀で若い幹部の育成、選抜に注力し、指導グループおよび幹部集団の構造を最適化する。出向および実務訓練対象幹部の選任・派遣業務の計画性、的確性を強化し、末端の第一線および科学技術の取組みの最前線における幹部の育成を重視する。条件を備えた地方が知的財産権上級役職評議審査委員会を設置し、全局の知的財産権役職評議審査業務を継続的に実施するよう指導する。専利商標審査官制度の制定案の論証を行う。京外専利審査協力センターの幹部人材集団の一元管理を強化する。知的財産権行政管理者に対する系統的な研修を継続的に実施する。知的財産権に関する新型シンクタンクの構築の推進を加速し、知的財産権専門家諮問委員会の役割を十分に発揮させ、政策諮問および意思決定に対する支援を強化する。知的財産権専門学位課程の設置を積極的に実施する。局に属する各級団体組織の統率力、組織力、サービス能力を確実に強化し、多くの青年幹部が勇敢に先陣を切り、奮起して成果を収めるよう団結、指導する。知的財産権の周知宣伝を図り、新興のメディアを効果的に利用し、普及のための基盤を構築し、全国知的財産権宣伝ウィーク、世界知的所有権の日などの大型活動の開催形式の刷新を図り、強力な宣伝業務体制を整備し、中国の知的財産権に関する現状を正確に伝える。政務サービスおよび総合支援能力を強化し、局の主な業務計画任務の統括を適切に行い、局党グループの重点業務の経費確保を強化する。全局のサイバーセキュリティおよび情報化の一元管理を強化し、ネットワーク情報システム管理台帳を整備し、ネットワークシステムの区域別の最適化を継続的に推進し、全局統一のサイバーセキュリティモニタリングプラットフォームを構築する。研究会、専利代理師協会の改選業務を適切に行う。労働組合、中国共産主義青年団、中華全国婦女連合会および統一戦線の橋渡し役としての役割を発揮させ、老幹部関連業務を誠心誠意行う。新たな情勢の下での感染症予防抑制業務を継続的に行う。

出所：2023年5月26日付け中国国家知識産権局ウェブサイト  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/5/26/art\\_92\\_185374.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/5/26/art_92_185374.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。